

瀬戸市宮前地下街使用条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月26日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第40号

瀬戸市宮前地下街使用条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市宮前地下街使用条例施行規則（昭和27年瀬戸市規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第3条 <u>第3号様式の契約書</u> には、次の事項を記載しなければならない。 から まで <省略> — <u>店舗を使用する者の要件</u> — <省略> — <省略> — <省略>	第3条 <u>公正証書</u> には、次の事項を記載しなければならない。 から まで <省略> — <省略> — <省略> — <省略>
第6条 店舗の使用廃止をした場合は、 <u>第4号様式の廃止届</u> を市長に提出し、店舗の点検を受けなければならない。	第6条 店舗の使用廃止をした場合は、 <u>第3号様式の届書</u> を市長に提出し、店舗の点検を受けなければならない。
第1号様式 宮前地下街店舗使用許可申請書 1 店舗番号 2 営業の種類 3 使用期間 上記店舗の使用許可を申請します。 年 月 日	第1号様式 宮前地下街店舗使用許可申請書 1 店舗番号 2 営業の種類 3 使用期間 上記店舗の使用許可を申請します。 昭和 年 月 日

申請人 住所
(フリガナ)
氏名
電話番号
生年月日
性別 男・女

瀬戸市長 殿

第2号様式

瀬戸市宮前地下街店舗使用許可証

1 使用者 住所

氏名

2 店舗番号

3 使用期間

4 営業種目

上記店舗の使用を許可する。

年 月 日

瀬戸市長

印

申請人 住所

氏名

印

瀬戸市長 殿

第2号様式

瀬戸市宮前地下街店舗使用許可証

1 使用者 住所

氏名

2 店舗番号

3 使用期間

4 営業種目

上記店舗の使用を許可する。

昭和 年 月 日

瀬戸市長

印

印

第3号様式

宮前地下街店舗使用廃止届

1 店舗番号

2 廃止年月日

上記店舗の使用を廃止し、ここに原形に復しましたのでお届けします。

昭和 年 月 日

使用人

住所

氏名

印

瀬戸市長 殿

公正証書は、当分の間次の契約書をもってかえるものとする。

第3号様式

瀬戸市宮前地下街使用契約書

瀬戸市宮前地下街使用契約書

<p>第1条 宮前地下街第 号店舗の使用につき使用者 _____ を甲とし、瀬戸市長を乙として、この契約を締結する。</p> <p>第2条 使用期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。</p> <p>第3条 使用料は、月額 円とし、毎月末日までに甲から乙に支払うものとする。</p> <p>第4条 甲は、店舗の使用に当り、地下街の保健衛生に留意し、美観を保持しなければならない。</p>	<p>第1条 宮前地下街第 号店舗の使用につき使用者 何某を甲とし、瀬戸市長を乙として、この契約を締結する。</p> <p>第2条 使用期間は、昭和 年 月 日から昭和 年 月 日までとする。</p> <p>第3条 使用料は、月額 円とし、毎月末日までに甲から乙に支払うものとする。</p> <p>第4条 甲は、店舗の使用に当り、地下街の保健衛生に留意し、美観を保持しなければならない。</p>
<p>第5条 甲は、次に掲げるいずれかの者に該当しない。</p> <p>— 次に掲げるいずれかの法人</p> <p>ア 暴力団（瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者</p> <p>イ 当該法人の役員が暴力団員（瀬戸市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者</p> <p>ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者</p> <p>— 次に掲げるいずれかの個人</p> <p>ア 暴力団員である者</p> <p>イ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者</p>	
<p>第6条 甲は、使用中の店舗を他に譲渡し、転貸することができない。</p>	<p>第5条 甲は、使用中の店舗を他に譲渡し、転貸することができない。</p>
<p>第7条 乙は、店舗の使用につき違反行為があった場合は、甲に必要な指示を与え、なお、従わないときは、直ちにその使用を取消すものとする。</p>	<p>第6条 乙は、店舗の使用につき違反行為があった場合は、甲に必要な指示を与え、なお、従わないときは、直ちにその使用を取消すものとする。</p>
<p>2 第5条に違反した場合は、直ちに使用許可を</p>	

<p><u>取り消すものとする。</u></p> <p><u>第8条</u> 甲は、店舗の使用を廃止したとき、若しくは取消しを受けたときは、その日から30日以内に原形に復し、乙の点検を受けて転出するものとする。</p> <p><u>第9条</u> 甲は、この契約の履行を保証するため、保証人2人を立てるものとする。</p> <p><u>第10条</u> この契約の違反により生ずる損害は、甲及びその保証人により負担しなければならない。</p> <p><u>第11条</u> この契約の成立を証明するため契約書2通を作り各1通を所持する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>乙(貸主)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>甲(借主)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>保証人</u></p> <p style="text-align: center;"><u>保証人</u></p> <p><u>第4号様式</u></p> <p style="text-align: center;"><u>宮前地下街店舗使用廃止届</u></p> <p><u>1 店舗番号</u></p> <p><u>2 廃止年月日</u></p> <p><u>上記店舗の使用を廃止し、ここに原形に復しましたのでお届けします。</u></p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>使用人</u></p> <p style="text-align: center;"><u>住所</u></p> <p style="text-align: center;"><u>氏名</u> 印</p> <p>瀬戸市長 殿</p>	<p><u>第7条</u> 甲は、店舗の使用を廃止したとき、若しくは取消しを受けたときは、その日から30日以内に原形に復し、乙の点検を受けて転出するものとする。</p> <p><u>第8条</u> 甲は、この契約の履行を保証するため、保証人2人を立てるものとする。</p> <p><u>第9条</u> この契約の違反により生ずる損害は、甲及びその保証人により負担しなければならない。</p> <p><u>第10条</u> この契約の成立を証明するため契約書2通を作り各1通を所持する。</p> <p style="text-align: center;">昭和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>借主</u></p> <p style="text-align: center;"><u>貸主</u></p> <p style="text-align: center;"><u>保証人</u></p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。